

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月14日

【中間会計期間】 第43期中(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 株式会社イメージワン

【英訳名】 ImageONE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 倉 歩

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03-5719-2180

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 佐 藤 篤 史

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03-5719-2180

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 佐 藤 篤 史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第42期 中間会計期間	第43期 中間会計期間	第42期
会計期間		自 2024年10月1日 至 2025年3月31日	自 2025年10月1日 至 2026年3月31日	自 2024年10月1日 至 2025年9月30日
売上高	(千円)	590,687	324,885	866,599
経常損失()	(千円)	162,141	294,216	447,838
中間(当期)純損失()	(千円)	249,017	152,783	559,333
持分法を適用した場合の投資損失() (千円)				
資本金	(千円)	2,777,882	3,298,717	3,027,877
発行済株式総数	(株)	10,803,600	15,191,900	13,035,700
純資産額	(千円)	492,554	1,115,877	717,698
総資産額	(千円)	1,255,503	1,806,437	1,392,535
1株当たり中間(当期)純損失()	(円)	23.21	11.17	50.46
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	(円)			
1株当たり配当額	(円)			
自己資本比率	(%)	39.2	59.9	48.9
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	180,892	286,133	447,479
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	76,297	15,000	61,028
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	5,040	529,697	517,374
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	291,593	821,255	562,690

(注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益につきましては、第42期中間会計期間は、1株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

また、第42期及び第43期中間会計期間は、潜在株式が存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため計上しておりません。

2 【事業の内容】

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、メディカル・トラスト・ソリューションズ株式会社へONE Viewer及びONE Payment事業の譲渡を決議し、同日付で事業譲渡契約を締結し、2026年3月1日に事業譲渡が完了しました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった項目は、以下のとおりです。

なお、文中における将来に関する事項は、当社が当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。

(8) 訴訟について

当社は、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引において、株式会社ワンダーランド他10社から下記のとおり訴訟を提起されており、訴訟の動向によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社ワンダーランド

請求の内容：損害賠償請求

請求金額：20,680千円

株式会社プロスパーアセット

請求の内容：動産引渡請求

請求金額：16,220千円

株式会社ケイ・アイ・シー

請求の内容：損害賠償請求

請求金額：49,852千円

株式会社WE B L A

請求の内容：損害賠償請求

請求金額：294,671千円

日本粉末薬品株式会社

請求の内容：損害賠償請求

請求金額：53,900千円

城北ヤクルト販売株式会社

請求の内容：損害賠償請求

請求金額：182,704千円

株式会社Y・Aホールディングス

請求の内容：損害賠償請求

請求金額：62,315千円

株式会社ステイワン

請求の内容：不当利益返還等請求

請求金額：22,660千円

株式会社中村機材

請求の内容：レンタル料請求

請求金額：7,040千円

株式会社Tree Island及び株式会社B W F t

訴訟の内容：損害賠償請求

請求金額：25,894千円

波多野泰三及び株式会社 arma bianca

請求の内容：損害賠償請求

請求金額：44,000千円

当社としては、いずれの訴訟についても相手方の主張及びその根拠を精査した上で当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、2019年9月期以降、継続して営業損失を計上しております。ヘルスケアソリューション事業においては、当社が以前より手掛けている医療IT商材について、新規需要が減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による販売減少も重なり、業績に影響を及ぼしております。地球環境ソリューション事業では、ドローン関連製品等の拡販については堅調であるものの、太陽光発電所の売買等の再生可能エネルギー関連の案件は個別性が高く、案件の発生タイミングを見通しづらいことから、事業全体として安定的な収益確保には至っておりません。また、一部の新規事業では想定通りの成果が得られず、不採算事業の見直し等にも取り組んでおりますが、一定の費用負担を伴っております。こうした要因が重なった結果、営業損失の計上が継続する状況となっております。

前事業年度には、営業損失410,383千円、当期純損失559,333千円を計上し、当中間会計期間においても、営業損失257,026千円、中間純損失152,783千円を計上する結果となりました。

このような状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況が存在していると認識しております。

当該状況を解消又は改善するべく、当社は、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤の構築に取り組んでおります。

1. 安定的な収益力の向上

経営資源の選択と集中による収益基盤の構築

ヘルスケアソリューション事業の当面の課題については、競合他社との価格競争による売上の減少などが挙げられます。こうした市場環境に鑑み、今後の事業拡大に向けた取り組みとして、医療機関のニーズが高い領域に絞り、採算重視の効率的な営業活動により販路拡大と収益力の強化を目指してまいります。

具体的には、当社の強みを発揮できる既存のメディカルシステム領域（PACS、電子カルテ及び部門システム等）及び医療AI領域に経営資源を集中させ、収益性を最優先とした事業展開を進めます。特に、医療DXやサイバーセキュリティ対策といった付加価値の高いソリューションやサービス等を拡充することで、安定的な収益基盤の再構築を図ってまいります。

また、地球環境ソリューション事業では、当社と販売代理店契約を締結しているマッハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラをIAEAに対して販売しておりますが、IAEAから耐久テストの合格が得られれば、販売台数を大幅に増大させることが期待されるため売上拡大に向けて取り組んでおります。一方で、当社と独占販売代理店契約を締結している一般社団法人新生福島先端技術振興機構のトリチウム連続計測器の実証化に向けて、放射線管理や環境保護のニーズに応え持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

既存事業の収益力の向上

当社の地球環境ソリューション事業のGEOソリューション分野において、幅広い分野のDX化による活用事例が増加をしていることから、従来の取引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査士、文化財発掘調査等の新たな用途を創造し、既存製品のみならず、独創的で新規性のある商品やサービス事業の新規取り扱いなどを含め、市場の開拓・拡大の推進により、収益力の向上に取り組んでおります。

不採算事業の選別、事業性の判断

当社の既存事業のうち、将来の事業進捗や収益性を鑑み、経営資源の「選択と集中」を加速させております。その一環として、当中間会計期間において、医療経営管理システム「ONE Viewer」及び支払代行サービス「ONE Payment」の事業譲渡を完了いたしました。これにより、不採算あるいは投資回収に時間を要する事業を切り離し、今後の追加費用負担の抑制を図るとともに、収益性の高い既存事業や成長可能性の高い分野へ経営資源を集中させる体制を構築しております。

2. 健全な財務基盤の構築

積極的な資金調達

当社において保有している在庫商品の販売により一定の資金確保を見込んでいるものの、更なる事業の発展を実施すべくエクイティファイナンスによる資金調達及びデットファイナンスにおいても視野に入れて、幅広い資金調達の検討、協議を進めてまいります。

販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

当社では顧問契約、業務委託契約及びその他の各種契約や経費の見直しを行い、当事業年度における販売費及

び一般管理費について一定規模の経費削減を予定しております。これらの実現により固定費の削減が進み、営業利益を確保しやすい体制にしていまいります。

管理体制の確固たる強化

当社は、2024年10月に株式会社東京証券取引所に改善状況報告書を提出しており、管理体制の強化を推進しております。今後も確固たる管理体制構築に向けて全社一丸となって推進していくとともに、無駄なコストを最大限に削減する態勢を目指してまいります。

これらの対応を踏まえ、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当中間会計期間（2025年10月1日～2026年3月31日）における我が国経済は、一部の産業において米国の通商政策による影響がみられるものの緩やかに回復しています。一方で、金融資本市場の変動の影響、継続的な物価上昇等、世界経済の下振れに伴う我が国の景気下押しリスクは解消しておらず、先行きは依然として不透明な状態にあります。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要事業であるヘルスケアソリューション事業において、政府・総務省が推進する医療ICT政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」「医療等データの利活用」が挙げられております。また、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを踏まえた非常時に備えたサイバーセキュリティ対策の整備医療機関の対象範囲が広がり、医療情報システムのオフライン体制の確保、「医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づく業務継続計画（BCP）」に対応可能な電子カルテ及び医療情報管理システムの重要性も高まっております。このような急激な環境変化に迅速かつ柔軟に対応し、持続的な成長を実現するためには、強みを持つ分野への経営資源の再配分が不可欠であると判断いたしました。これに基づき、持続的な収益基盤の確立に向けた経営資源の再配分を図るべく、一部の新規事業について事業譲渡等による構造改革を実施いたしました。今後は、需要が高まるサイバーセキュリティ対策やBCP対応に関連する既存のメディカルシステム分野を中心に、採算性を重視した事業展開に注力してまいります。

地球環境ソリューション事業においては、COP26が終了した2021年11月時点で、154カ国・1地域が、2050年等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明しており、日本国内でも2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。また、2023年11月に開催されたCOP28において、パリ協定の目標達成に向け、「化石燃料からの脱却」という文言及び「原子力3倍宣言」がCOP史上初めて成果文書に記載されており、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素エネルギー源の一つとして原子力エネルギーが重要な役割を担うという認識も高まっており、2025年2月には、資源エネルギー庁が策定した「第7次エネルギー基本計画」においても、原子力の安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくことが示されております。こうした環境下において、当社が手掛けるエネルギー分野への重要性は増しており、当社では、地域及び地球に優しい持続可能な環境配慮型事業創出に注力しております。

原子力産業関連分野においては、日本政府はIAEAからの提言を受けて福島第一原子力発電所で貯蔵されているALPS処理水をこれまで複数回にわたって海洋放出しておりますが、廃炉作業は事故から30～40年の長期にわたる見通しとされております。そのため、当社も創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同で研究しておりますトリチウム分離除去技術を、関係団体とともに実用化に向けて引き続き進めてまいります。

ESG分野においては、2024年1月16日付「（開示事項の経過）第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引の実在性に関する指摘を踏まえ、今後本蓄電池取引を行わない方針のもと各社との契約の見直しを行っており、一部の顧客との間で締結した契約について解除を進めております。

GEOソリューション分野におきましては、測量・建築業界のDX化の進展を背景として、三次元画像処理ソフトウェア、クラウド方式の三次元画像処理サービスの販路拡大のための営業活動、新規市場の開拓を行っております。

当中間会計期間における当社の業績は、売上高324,885千円（前年同期比45.0%減）、営業損失257,026千円（前年同期は160,132千円の損失）、経常損失294,216千円（前年同期は162,141千円の損失）、中間純損失152,783千円（前年同期は249,017千円の損失）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当中間会計期間は、売上高252,983千円（前年同期比47.2%減）、セグメント損失56,191千円（前年同期は5,416千円の利益）となりました。

当セグメントの業況といたしましては、メディカルシステム分野を中心とした展開を行っておりますが、PACSの受注及び保守案件が堅調に推移し、安定した基盤を維持しております。一方で、売上高全体としては、前年同期に計上した電子カルテ関連の大型案件の反動減が影響し、減収となりました。損益面につきましても、収益性の高い案件獲得に至らなかったため、損失を計上する結果となりました。

メディカルシステム分野においては、PACS（医療用画像管理システム）、電子カルテ、RIS（放射線科情報システム）、診療情報統合システム等を継続販売しております。医療機関のDX化が注目を集める中、診療情報統合システムは一画面で患者様の情報が俯瞰できるため、情報の検索性を高め、業務の効率化や医療従事者の働き方改革に寄与するシステムとなっております。また、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、医療機関向けアクセスログ管理システムを中心とした高度なセキュリティソリューションを提供しています。一方で、新たな収益基盤として展開してまいりました医療経営管理システム「ONE Viewer」及び支払代行サービス「ONE Payment」につきましては、収益化のスピードが当初想定を下回る状況が続いていた状況を鑑み、中長期的な成長に向けた経営資源の最適配分を慎重に検討いたしました。その結果、経営の効率化及び財政体質の強化を図るべく、2026年3月1日付で当該事業を第三者へ譲渡いたしました。今回の事業譲渡は、譲渡先より当該システムの将来性や技術的価値が高く評価された結果、投下資本を上回る対価での譲渡を実現いたしました。これにより、資産価値の最大化を図るとともに、キャッシュ・フローの改善に大きく寄与するものと考えております。併せて、当該事業に関わる人員配置の適正化による組織のスリム化と販管費の抑制も図っております。今後は、本事業譲渡により確保した資金及び人的リソースを、成長領域である医療AI領域分野等へ集中投下し、さらなる収益力の向上を目指してまいります。具体的には、自社開発のPACS「CLEVINO（クレヴィノ）」シリーズと、エルピクセル株式会社との業務提携による医用画像解析AIソフトウェア「EIRL（エイル）」シリーズとの連携を深化させ、読影業務の効率化と診断精度の向上を強力に支援してまいります。また、医療機関の喫緊の課題である人員不足やコスト高騰に対し、給食部門の省力化を支援する「冷凍おかずキット」の提供や、サイバー攻撃等の脅威に備える堅牢なセキュリティソリューションの強化を推進しております。既存事業とのシナジー創出や戦略的な事業提携を通じて、早期の事業基盤確立と収益化を目指してまいります。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業の当中間会計期間は、売上高71,901千円（前年同期比35.4%減）、セグメント損失12,140千円（前年同期は213千円の利益）となりました。

当セグメントの業況といたしましては、GE0ソリューション分野、エネルギー分野、原子力産業関連分野を中心とした展開を行っておりますが、前中間会計期間と比べ、GE0ソリューション分野の取扱製品においてメーカーによる販売方針の変更により減収となりましたが、この影響は一時的なものであり、GE0ソリューション分野において、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア「PIX4Dmapper」「PIX4Dmatic」、クラウド方式の三次元画像処理サービス「PIX4Dcloud」、スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツールアプリ「PIX4Dcatch RTK」の問い合わせは引き続き堅調に推移し、従来の取引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査、文化財発掘調査といった新たな市場の開拓が進んでおります。

エネルギー分野においては、再生可能エネルギー市場の動向に注視しつつ、太陽光発電所等のセカンダリーマーケットにおいて売買活動を継続してまいりましたが、当中間会計期間においては、太陽光発電所の大型売却案件を獲得するには至らず、売上高と利益ともに前中間会計期間と同水準での結果となりました。

原子力産業関連分野のトリチウム分離除去においては、創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室との共同研究で得られた内容を電力会社との間で質疑応答を重ねながら、実証に向けて進めております。IAEAにテストサンプルとして納入いたしました、高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマツハコーポレーション株式会社製の耐放射線CMOSセンサーカメラ2台は、IAEAでの試験結果をふまえ、IAEAと協議を重ねた結果をもとに、IAEAの意向に沿った製品への改良を進めております。また、一般社団法人新生福島先端技術振興機構との間で締結した独占販売代理店契約に基づき、同一事象同時検出法を利用して、GAGG（ ）シンチレータを使用した2個の検出器による測定を行うことでトリチウムの信号とノイズを分離し、短時間で微量のトリチウム等を測定可能な連続計測器については、IAEA各国代表の視察において高い評価を受けており、IAEA及び国内電力会社と実装に向けた環境整備等の協議を継続してまいります。

GAGGは近年新しく開発されたシンチレータ結晶で、シンチレータ結晶の中では最も発光量が高いとされている。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は、1,521,437千円(前事業年度末比38.3%増)となりました。これは、現金及び預金が258,564千円、その他が138,061千円増加し、仕掛品が22,881千円減少したこと等によります。

固定資産は、284,999千円(同2.5%減)となりました。これは、投資有価証券が4,483千円減少したこと等によります。

この結果、当中間会計期間末における総資産は、1,806,437千円(同29.7%増)となりました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は、680,661千円(前事業年度末比1.5%増)となりました。これは、その他が15,371千円増加し、1年以内返済予定の長期借入金が5,040千円減少したこと等によります。

固定負債は、9,899千円(同131.8%増)となりました。これは、その他が5,289千円増加したこと等によります。

この結果、当中間会計期間末における負債合計は、690,560千円(同2.3%増)となりました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、1,115,877千円(前事業年度末比55.5%増)となりました。これは、資本金が270,840千円、資本剰余金が270,840千円増加し、中間純損失152,783千円を計上したこと等によります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前事業年度末に比べ258,564千円増加し、821,255千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、営業活動の結果使用した資金は286,133千円(前年同期は180,892千円の使用)となりました。これは、税引前中間純損失の計上149,882千円、事業譲渡益149,999千円、投資事業組合運用損31,266千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、投資活動の結果得られた資金は15,000千円(前年同期は76,297千円の使用)となりました。これは、事業譲渡による収入25,000千円、投資有価証券の取得による支出9,999千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、財務活動の結果得られた資金は529,697千円(前年同期は5,040千円の使用)となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入534,737千円、長期借入金の返済による支出5,040千円があったことによるものです。

- (4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定
前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。
- (5) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等
当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。
- (6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。
- (7) 研究開発活動
当中間会計期間の研究開発活動は、主に地球環境ソリューション事業における原子力関連分野のトリチウムの分離技術におけるプレパイロット装置を使った実験であり、当中間会計期間における当該研究開発活動に関わる費用の総額は1,749千円であります。
- (8) 経営成績に重要な影響を与える要因
当中間会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。
- (9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析
当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した当社の資本の財源及び資金の流動性について重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

(事業譲渡契約)

契約先	契約締結日	契約期間	契約の内容
メディカル・トラスト・ソリューションズ株式会社	2026年 2月26日		ONE Viewer及びONE Payment事業の譲渡契約

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,191,900	15,191,900	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
計	15,191,900	15,191,900		

(注) 1. 発行済普通株式のうち22,500株は譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権(15,502千円)を出資の目的とする現物出資により発行したものです。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2026年5月1日から、この半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年10月1日～ 2026年3月31日	2,156,200	15,191,900	270,840	3,298,717	270,840	1,911,383

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	532,900	3.53
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号	526,677	3.48
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	441,900	2.92
星山 崇行	神奈川県横浜市青葉区	320,900	2.12
内藤 祐也	大阪府大阪市西区	314,300	2.08
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	296,900	1.96
MTM Capital株式会社	東京都港区南青山6丁目2-9	268,200	1.77
株式会社FD	愛知県刈谷市今川町花池3-1	268,100	1.77
JPIW合同会社	東京都台東区浅草橋1丁目19番1号	173,600	1.15
NOMURA INTERNATIONAL PLC (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	166,400	1.10
計	-	3,309,877	21.89

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 74,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,109,600	151,096	
単元未満株式	普通株式 7,800		
発行済株式総数	15,191,900		
総株主の議決権		151,096	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式38株が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社イメージワン	東京都品川区大崎一丁目 6番3号	74,500		74,500	0.49
計		74,500		74,500	0.49

(注) 上記のほか、単元未満株式38株を所有しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

なお、当中間会計期間後、当半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

役員の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役	社外取締役	宮崎 和彦	2026年5月1日

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)に係る中間財務諸表について、フロンティア監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成していません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	562,690	821,255
電子記録債権	2,530	
受取手形及び売掛金	60,262	74,836
商品	17,482	33,732
仕掛品	31,251	8,369
前渡金	26,908	41,581
仮払金	¹ 374,329	¹ 374,329
前払費用	26,667	32,004
その他	20	138,082
貸倒引当金	1,995	2,754
流動資産合計	1,100,148	1,521,437
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産	2,497	384
投資その他の資産		
長期前払費用	6,772	5,981
投資有価証券	253,804	249,320
長期滞留債権	206,275	207,337
その他	29,312	29,312
貸倒引当金	206,275	207,337
投資その他の資産合計	289,888	284,614
固定資産合計	292,386	284,999
資産合計	1,392,535	1,806,437

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,120	17,337
1年内返済予定の長期借入金	6,160	1,120
未払金	16,430	18,181
未払費用	10,393	9,319
未払法人税等	17,879	16,516
製品保証引当金	1,813	1,285
前受金	15,526	16,559
預り金	3,530	4,392
仮受金	¹ 565,367	¹ 565,367
賞与引当金	11,884	12,751
その他	2,458	17,830
流動負債合計	670,565	680,661
固定負債		
退職給付引当金	1,781	2,120
その他	2,489	7,779
固定負債合計	4,270	9,899
負債合計	674,836	690,560
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,027,877	3,298,717
資本剰余金	1,640,543	1,911,383
利益剰余金	3,880,627	4,033,410
自己株式	111,977	111,977
株主資本合計	675,816	1,064,713
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,408	16,901
評価・換算差額等合計	5,408	16,901
新株予約権	36,474	34,261
純資産合計	717,698	1,115,877
負債純資産合計	1,392,535	1,806,437

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
売上高	590,687	324,885
売上原価	426,455	216,504
売上総利益	164,232	108,380
販売費及び一般管理費	1 324,364	1 365,407
営業損失()	160,132	257,026
営業外収益		
受取利息	1,071	1,079
受取配当金	75	
投資事業組合運用益	1,663	
受取手数料	365	
雑収入	1,528	979
その他	19	
営業外収益合計	4,722	2,058
営業外費用		
支払利息	119	33
支払手数料	5,550	6,771
貸倒引当金繰入額	1,062	1,062
投資事業組合運用損		31,266
その他		114
営業外費用合計	6,731	39,247
経常損失()	162,141	294,216
特別利益		
契約解約益	2 42,504	
事業譲渡益		3 149,999
特別利益合計	42,504	149,999
特別損失		
減損損失	4 14,196	
固定資産除却損		5 2,950
特別調査費用	6 5,361	
過年度決算修正対応費用	7 17,103	
契約解約損	8 25,410	
課徴金	9 65,070	
訴訟費用		10 2,715
特別損失合計	127,141	5,665
税引前中間純損失()	246,779	149,882
法人税、住民税及び事業税	2,238	2,901
法人税等合計	2,238	2,901
中間純損失()	249,017	152,783

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	246,779	149,882
減価償却費	2,714	2,113
減損損失	14,196	
固定資産除却損		2,950
貸倒引当金の増減額(は減少)	297	1,820
受取利息及び受取配当金	1,146	1,079
支払利息	119	33
売上債権の増減額(は増加)	90,344	12,044
棚卸資産の増減額(は増加)	40,014	6,631
仕入債務の増減額(は減少)	20,208	1,782
賞与引当金の増減額(は減少)	6,108	866
製品保証引当金の増減額(は減少)	2,904	527
退職給付引当金の増減額(は減少)	287	338
前受金の増減額(は減少)	3,418	1,033
前渡金の増減額(は増加)	2,175	14,672
未収消費税等の増減額(は増加)	119,515	
未収入金の増減額(は増加)	160	13,079
未払金の増減額(は減少)	33,190	1,750
未払消費税等の増減額(は減少)	2,938	15,371
投資事業組合運用損益(は益)	1,663	31,266
特別調査費用	5,361	
過年度決算修正対応費用	17,103	
契約解約益	42,504	
契約解約損	25,410	
事業譲渡益		149,999
その他	789	2,772
小計	153,939	281,664
利息及び配当金の受取額	84	17
利息の支払額	112	27
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	4,460	4,457
特別調査費用の支払額	5,361	
過年度決算修正対応費用の支払額	17,103	
営業活動によるキャッシュ・フロー	180,892	286,133

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,472	
投資有価証券の取得による支出	64,121	9,999
無形固定資産の取得による支出	9,480	
事業譲渡による収入		25,000
保証金の差入による支出	1,224	
投資活動によるキャッシュ・フロー	76,297	15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	5,040	5,040
新株予約権の行使による株式の発行による収入		534,737
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,040	529,697
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	262,229	258,564
現金及び現金同等物の期首残高	553,823	562,690
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 291,593	1 821,255

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

1. (アリストゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)への出資)

当社が出資するアリストゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)は主としてイスラエルのスタートアップ企業と日本企業との連携ニーズ拡大を背景に、イスラエルの先端テクノロジーに投資を行うケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドです。

本ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは3,000,000米ドルであります。

本ファンドは当社に対し2,070,000米ドルのキャピタルコールを行っており、当社は2,070,000米ドルを既に出資し固定資産の投資その他の資産の投資有価証券に239,310千円を計上しております。

なお、本ファンドはキャピタルコール方式をとっていることから、当社に対しキャピタルコールの未実行額930,000米ドルが存在し、その実行時期については未定であります。

本ファンドに出資することで、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的に得られることから当社の事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能になります。

2. (係争事件の発生)

(1) 当社は、以下のとおり2024年9月6日に訴訟を提起され、2024年9月27日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社プロスパーアセットが、当社に対して、主位的請求としてバッテリーモジュールの引き渡し並びにレンタル料相当損害金及びレンタル料の支払、予備的請求としてバッテリーモジュールが返還不能の場合におけるバッテリーモジュールの買取代金及びレンタル料の支払を求めて動産引渡請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社プロスパーアセット

所在地：東京都港区北青山二丁目7番26号

代表者の役職・氏名：代表取締役 齋藤栄大

損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)

16,220千円

今後の見通し

当社といたしましては、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(2) 当社は、以下のとおり2024年9月12日に訴訟を提起され、2024年9月25日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社ワンダーランドが、バッテリーモジュールの販売業者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社ワンダーランド

所在地：神奈川県川崎市川崎区千鳥町7番1号No. 3 2

代表者の役職・氏名：代表取締役 村上和彦

損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)

20,680千円

今後の見通し

株式会社ワンダーランドが東京地方裁判所に提出した2024年9月12日付け訴状からでは、その主張の詳細は判然といたしませんので、今後、株式会社ワンダーランドの主張を精査して適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社ワンダーランドからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

- (3) 当社は、以下のとおり2024年10月21日に訴訟を提起され、2024年10月28日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社ケイ・アイ・シーが、バッテリーモジュールの販売業者、本蓄電池取引に関与した業者及び当社、並びに取引時点において販売業者の代表取締役であった個人及び当該取引時点における当時の当社の代表取締役であった個人を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社ケイ・アイ・シー

所在地：東京都中央区東日本橋2丁目4番1号

代表者の役職・氏名：代表取締役 井上浩二

損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

49,852千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社ケイ・アイ・シーからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

- (4) 当社は、以下のとおり2024年12月23日に訴訟を提起され、2025年1月24日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社WEBLAが、バッテリーモジュールの販売元、販売元の現代表取締役（当該取引時点における当時の当社代表取締役）、蓄電池取引に関与した法人2社、当該法人のうち1社の代表者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社WEBLA

所在地：東京都千代田区神田駿河台2丁目11番16 さいかち坂ビル202号室

代表者の役職・氏名：代表取締役 小山大介

損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

294,671千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社WEBLAからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(5) 当社は、以下のとおり2025年1月14日に訴訟を提起され、2025年2月5日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

日本粉末薬品株式会社が、当社を被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：日本粉末薬品株式会社

所在地：大阪府大阪市中央区道修町二丁目5番11号

代表者の役職・氏名：代表取締役 桑野彰一

損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

53,900千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、日本粉末薬品株式会社からバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(6) 当社は、以下のとおり2025年2月5日に訴訟を提起され、2025年2月14日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

城北ヤクルト販売株式会社が、バッテリーモジュールの販売業者、当該販売業者の元代表取締役及び現代表取締役（当該取引時点における当時の当社代表取締役）、本件蓄電池取引に関与した法人、当該法人の代表者、当社の元当該事業部長、当社の元業務委託先の代表者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：城北ヤクルト販売株式会社

所在地：東京都足立区千住宮元町30番4号

代表者の役職・氏名：代表取締役 大久保毅一

損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

182,704千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、城北ヤクルト販売株式会社からバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(7) 当社は、以下のとおり2025年3月28日に訴訟を提起され、2025年4月10日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社Y・Aホールディングスが、バッテリーモジュールの販売業者、当該販売業者の元代表取締役及び元取締役並びに現代表取締役（当該取引時点における当時の当社代表取締役）、本蓄電池取引に関与した法人、当社の元取締役ら7名、当社の現代表取締役及び当社の現取締役1名並びに当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社Y・Aホールディングス

所在地：大阪府東大阪市荒本北2丁目2番47号

代表者の役職・氏名：代表取締役 竹原正敏

損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

62,315千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社Y・Aホールディングスからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(8) 当社は、以下のとおり2025年9月2日に訴訟を提起され、2025年9月11日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社ステイワンが、当社を被告としてバッテリーモジュールの売買契約に関連する不当利益返還等を求めて訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社ステイワン

所在地：大阪府大阪市北区長柄東1丁目4番24号

代表者の役職・氏名：代表取締役 友井亮輔

不当利益返還等請求金額

22,660千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(9) 当社は、以下のとおり2025年9月18日に訴訟を提起され、2025年9月29日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社中村機材が、当社を被告としてバッテリーモジュールのレンタル契約に関連するレンタル料の支払を求めて訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社中村機材

所在地：東京都江戸川区東小岩五丁目18番5号

代表者の役職・氏名：代表取締役 中村武史

レンタル料請求金額

7,040千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいり所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(10) 当社は、以下のとおり2025年8月28日に訴訟を提起され、2025年10月7日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社Tree Island及び株式会社Tree Islandの子会社である株式会社BWFtが、バッテリーモジュールの販売事業社、当該業者の代表者である個人及び当社、並びに取引時点において本件販売業者の代表取締役であった個人及び当該時点において当社の代表取締役であった個人を共同被告としてバッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社Tree Island

所在地：東京都渋谷区恵比寿1丁目21番10号えびすアシストビル5階

代表者の役職・氏名：代表取締役 木島孝昌

名称：株式会社BWFt

所在地：東京都渋谷区恵比寿1丁目21番10号えびすアシストビル5階

代表者の役職・氏名：代表取締役 高橋恵梨奈

損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

25,894千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいり所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(11) 当社は、以下のとおり2025年12月16日に訴訟を提起され、2026年1月13日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

波多野泰三及び株式会社arma biancaが、バッテリーモジュールの販売元、販売元の代表取締役(当該取引時点にける当時の当社代表取締役)、蓄電池取引に関与した法人、当該法人の代表者、当社の元業務委託先の代表者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：波多野泰三

名称：株式会社arma bianca

所在地：東京都中野区弥生町3丁目35番13号 335中野新橋ビル3階

代表者の役職・氏名：代表取締役 坂井智成

損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

44,000千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいり所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(中間貸借対照表関係)

1 偶発債務

当社は、2024年1月15日に受領した第三者委員会の調査報告書における調査結果を踏まえ、売上及び売上原価の取消を行っております。これに伴い再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引に関連して当社が当該取引先から受領した代金を仮受金に計上するとともに当該事業に関連して当社が取引先へ支払った代金を仮払金として計上しております。

流動資産の「仮払金」及び流動負債の「仮受金」に含まれる当該取引に係る残高はそれぞれ次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
仮払金	374,329千円	374,329千円
仮受金	565,367千円	565,367千円

当社は、当該業務に関して金員支払請求を求める訴訟を提訴されております。各訴訟の対応については、「(追加情報)2.(係争事件の発生)」をご確認ください。

上記の訴訟事案を除く、その他の当該業務に関する取引についても第三者委員会による調査報告書の内容及び訴訟事案への対応も踏まえ、当該取引先等と協議を行っていく予定です。

当該業務全般を対象とした今後の協議結果によって、上記の仮受金と仮払金との差額を超える負担が生じる可能性や訴訟結果により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(中間損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
給料及び手当	112,955千円	119,660千円
退職給付費用	2,205千円	2,465千円
賞与引当金繰入額	7,534千円	9,268千円
貸倒引当金繰入額	4,640千円	758千円

2 契約解約益

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする取引について、当社が取引先から受領した代金を仮受金に計上しておりますが、各契約の見直しを行い、契約の一部を解約したことにより仮受金を取崩し、42,504千円を特別利益に計上しております。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

3 事業譲渡益

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

医療経営管理システム「ONE Viewer」、支払代行サービス「ONE Payment」に係る事業を譲渡したことにより、149,999千円を特別利益に計上しております。

4 減損損失

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失(千円)
事業用	東京都品川区	有形固定資産（工具、器具及び備品）	665
事業用	愛知県名古屋市	有形固定資産（工具、器具及び備品）	122
事業用	大阪府大阪市	有形固定資産（工具、器具及び備品）	122
事業用	東京都品川区	有形固定資産（レンタル資産）	559
事業用	東京都品川区	投資その他の資産（差入保証金）	3,245
事業用	東京都品川区	無形固定資産（ソフトウェア）	9,479
合計			14,196

当社は、継続的に損益を把握している管理会計に準じた単位をもとに、資産のグルーピングをおこなっております。なお、本社資産については共用資産としてグルーピングしております。

当社の回収可能価額は使用価値を使用しております。当社のヘルスケアソリューション事業及び地球環境ソリューション事業において、事業計画を見直した結果、当該事業の固定資産の帳簿価額が将来キャッシュ・フローを下回っているため、工具・器具及び備品、レンタル資産、ソフトウェア及び差入保証金の未償却残高を減損損失として特別損失に計上しております。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません

5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
機械装置	千円	2,950千円

6 特別調査費用

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

霧島土地の会計処理に関する自主点検に要する費用5,361千円を特別損失に計上しております。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

7 過年度決算修正対応費用

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

過年度の決算修正に要する費用17,103千円を特別損失に計上しております。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

8 契約解約損

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする取引について、当社が取引先へ支払した代金を仮払金に計上しておりますが、各契約の見直しを行い、契約の一部を解約したことにより仮払金を取崩し、25,410千円を特別損失に計上しております。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

9 課徴金

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金65,070千円を特別損失に計上しております。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

10 訴訟費用

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする取引について損害賠償を求めた訴えを提起されております。この訴訟に対応するため、弁護士事務所と当該案件に関する法律業務委託契約書を締結することを決議しました。この契約締結に伴う費用2,715千円を特別損失に計上しております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	291,593 千円	821,255 千円
現金及び現金同等物	291,593 千円	821,255 千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
3. 株主資本の著しい変動
当中間会計期間において新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、資本金270,840千円、資本剰余金が270,840千円がそれぞれ増加しております。
この結果、当中間会計期間において資本金が3,298,717千円、資本剰余金が1,911,383千円となっております。

(企業結合等関係)

1. 事業譲渡の概要

(1) 譲渡先企業の名称

メディカル・トラスト・ソリューションズ株式会社

(2) 譲渡した事業の内容

医療経営管理システム「ONE Viewer」及び支払代行サービス「ONE Payment」

(3) 事業譲渡を行った主な理由

当社は、ヘルスケアソリューション事業においてPACS、電子カルテ、RIS等の基幹システムを中心に展開しており、2024年10月には新領域として医療経営管理システム「ONE Viewer」の販売を開始いたしました。

今般、当社における経営資源の最適化と各サービスの更なる成長スピードを検討した結果、当該事業を譲渡することが事業価値の最大化に資すると判断し、当該事業を譲渡いたしました。

(4) 事業譲渡日

2026年3月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

事業譲渡益 149,999千円

(2) 受取対価の種類

現金

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡であります。

また、当該受取対価は分割支払となっており、当中間会計期間末において未回収部分137,500千円が含まれております。なお、当該未回収額は翌事業年度に全額回収予定であります。

(3) 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産合計 0千円

負債合計 -千円

譲渡した資産は主としてソフトウェアの無形固定資産であり、負債はありません。

(4) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、会計処理を行っております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

ヘルスケアソリューション事業

4. 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 250千円

営業損失 11,170千円

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	93,000 千円	93,000 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	千円	千円
	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

持分法を適用した場合の 投資損失（ ）の金額	千円	千円
---------------------------	----	----

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2024年10月 1 日 至 2025年 3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間損益計算書 計上額 (注) 2
	ヘルスケアソ リューション事業	地球環境ソリュー ション事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	479,464	111,223	590,687	-	590,687
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	479,464	111,223	590,687	-	590,687
セグメント利益又は損失 ()	5,416	213	5,629	165,761	160,132

(注) 1 調整額に記載されているセグメント損失には各報告セグメントに配分していない全社費用 165,761千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2 セグメント利益又は損失は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ヘルスケアソ リューション事 業	地球環境ソ リューション事 業	計		
減損損失	9,725	979	10,705	3,490	14,196

当中間会計期間(自 2025年10月 1 日 至 2026年 3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間損益計算書 計上額 (注) 2
	ヘルスケアソ リューション事業	地球環境ソリュー ション事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	252,983	71,901	324,885	-	324,885
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	252,983	71,901	324,885	-	324,885
セグメント利益又は損失 ()	56,191	12,140	68,331	188,695	257,026

(注) 1 調整額に記載されているセグメント損失には各報告セグメントに配分していない全社費用 188,695千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2 セグメント利益又は損失は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	ヘルスケアソリューション事業	地球環境ソリューション事業	
メディカルシステム分野	401,557	-	401,557
メディカルサプライ分野	6,740	-	6,740
エネルギー分野	-	1,097	1,097
GE0ソリューション分野	-	94,643	94,643
ESG分野	-	-	-
その他	71,166	15,482	86,649
顧客との契約から生じる収益	479,464	111,223	590,687
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	479,464	111,223	590,687

当中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	ヘルスケアソリューション事業	地球環境ソリューション事業	
メディカルシステム分野	221,515	-	221,515
メディカルサプライ分野	1,296	-	1,296
エネルギー分野	-	-	-
GE0ソリューション分野	-	71,901	71,901
ESG分野	-	-	-
その他	30,170	-	30,170
顧客との契約から生じる収益	252,983	71,901	324,885
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	252,983	71,901	324,885

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純損失()	23円21銭	11円17銭
(算定上の基礎)		
中間純損失()(千円)	249,017	152,783
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間純損失()(千円)	249,017	152,783
普通株式の期中平均株式数(株)	10,729,062	13,680,202

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、前中間会計期間は、1株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当中間会計期間は、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、2025年12月23日開催の第42期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少(以下、「本減資」という。)について付議することを決議し同株主総会において承認可決されましたが、2026年4月15日に、本減資等に係る会社法上の債権者保護手続(官報公告)が未完了であったことが判明したことから、当初予定していた効力発生日(2026年2月1日)を延期し、本減資手続をやり直すことといたしました。

その後当社は、2026年4月23日開催の取締役会にて、本減資に係る効力発生日を再設定することで、本減資手続を適法に進めるための決議をいたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、当中間会計期間末において繰越利益剰余金の欠損額4,032,330,409円を計上するに至っており、以下のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより、税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元(配当及び自己株式取得)を含む資本政策の機動性を確保していきます。

また、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えを行います。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

- ・ 資本金の額 3,298,717,979 円を 1,936,101,074 円減少して、1,362,616,905 円とする。
- ・ 資本準備金の額 1,911,383,674 円を 548,766,770 円減少して、1,362,616,904 円とする。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。また、上記の資本金及び資本準備金の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えます。

- ・ 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 2,484,867,844 円
- ・ 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 2,484,867,844 円

3. 日程

- (1) 取締役会決議日 2026年4月23日
- (2) 債権者異議申述公告日 2026年4月24日

- (3) 債権者異議申述最終期日 2026年5月25日
- (4) 効力発生日 2026年5月26日

4. 今後の見通し

本件は払戻しを伴わない無償減資であるため手続の遅延による業績への影響はございません。また、本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理のため、純資産額に変動が生じるものではありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月13日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 池 貝 将 大
業務執行社員

指定社員 公認会計士 渡 部 博 徳
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージワンの2025年10月1日から2026年9月30日までの第43期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージワンの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の期中レビュー手續を実施する。期中レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。